

○中野市水道事業給水条例

平成17年4月1日条例第197号

(料金)

第23条 料金は、別表第2に定めるとおりとする。

別表第2 (第23条関係)

水道料金

量水器の口径 (量水器の設置がない ときは配水管から分岐 した給水管の口径)	基本料金 (1月につき)	使用水量料金 (1月の使用水量1m ³ につき)
mm	円	円
13	528.00	8m ³ まで 69.30
20	1,133.00	8m ³ を超え50m ³ まで 184.80 50m ³ を超えるもの 213.40
25	2,255.00	10m ³ まで 94.60
40	4,950.00	10m ³ を超え50m ³ まで 190.30 50m ³ を超え100m ³ まで 217.80 100m ³ を超えるもの 220.00
50	10,010.00	10m ³ まで 124.30
75	23,595.00	10m ³ を超え50m ³ まで 210.10
100	34,089.00	50m ³ を超え100m ³ まで 229.90 100m ³ を超えるもの 249.70

- 備考 1 料金は、基本料金に超過累進方式により算出して得た使用水量料金を加えて得た額とする。
- 2 現に中止状態にある給水栓についての料金は、徴収しない。
- 3 算出した料金の額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 4 月の中途において市営水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの基本料金については、1月分として算定する。
- 5 料金を算定する期間中において量水器の口径に変更があった場合は、変更があった日の属する月分から当該変更後の口径の料金を適用する。